

令和8年第3回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和8年3月27日(金) 9時30分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1番	池田良枝	出席
2番	小城和之	出席
3番	市川洋	出席
4番	山田洋子	出席

4 出席職員

教育次長	柿本剛
総務学事課	重安千陽
	宮本昌範
	浅井田展彦
	丸茂宣潔
	須藤颯太
生涯学習課長	川村恭彦
生涯学習課	武田宜裕

.....  
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和8年第3回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、市川委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、3月27日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第4号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第2「議案第4号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、3月31日付け人事異動ですが、大井一徳総務学事課長兼こども相談室長が退職し、翌日付けで広島県教育委員会へ採用され、大竹市立大竹小学校校長となります。次に、4月1日付け人事異動ですが、総務学事課では、広島県教育委員会から奥田健廿日市市立友和小学校教頭が総務学事課長兼こども相談室長として採用となります。建設部土木課の坂井渉主幹兼管理係長が副参事兼教育総務係長として転入します。丸茂宣潔課長補佐兼教育総務係長が総務部総務課付

け副参事として宮島ボートレース企業団へ派遣となります。広島県教育委員会から太田壮治大竹市立小方小学校教諭が主幹兼指導主事として採用となります。榎野直也主任が総務部総務課秘書担当主任として転出、総務部産業振興課の岡部慎悟主任が転入、衆樹亮介副主任が総務部企画財政課副主任として転出、大石憲吾主任主事、須藤颯太主任主事がそれぞれ副主任に昇格し、総務部企画財政課の貴船寛太副主任が転入し、河野鈴奈主事が主任主事に昇格となります。続いて、生涯学習課では、川村恭彦課長が市民生活部市民課長として転出し、市民生活部環境整備課の外谷明洋課長が生涯学習課長として転入します。田村直也主査が健康福祉部こども家庭課児童係長として転出、野村敏之副主任が総務部産業振興課主任として転出し、健康福祉部福祉課の早川正二主任が転入し、宮島ボートレース企業団に派遣していた伊崎喜教副参事が参与として転入となります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「議案第5号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市給食センター設置条例第4条の規定に基づく大竹市給食センター運営委員会委員について、令和8年4月1日付け人事異動により、役職の交代があるため、新たに委嘱するものです。この度、大竹市給食センター運営委員会委員に委嘱しようとする方は、大井一徳様で、大竹市給食センター設置条例施行規則第8条第1項(2)に規定する給食対象校の校長です。また、同規則第8条第2項に基づき、前任者の残任期間とあることから、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを任期とするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について

#### 議案第7号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

小西教育長 日程第4「議案第6号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について」、日程第5「議案第7号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」の2件は、関連するため、一括して議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明します。地方自治法第180条の2の規定により、

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、教育委員会等の委員会に委任することができることとされており、本市においては、大竹市長から大竹市教育委員会への事務の委任は、大竹市教育委員会に対する事務委任等規則として定めています。玖波公民館内にある玖波老人集会所の管理運営に関する事務は、大竹市長の権限に属する事務ですが、大竹市教育委員会に対する事務委任等規則に基づき、教育委員会が大竹市長から委任を受けて行っています。また、令和9年3月31日に開館予定の玖波交流館の管理運営に関する事務は、こちらも大竹市長の権限に属する事務として大竹市長からの委任を受けて、教育委員会が当該事務を行う予定としています。この度、令和8年7月31日をもって玖波公民館が廃止されるのにあわせて、玖波老人集会所が廃止されることから、玖波老人集会所の管理運営に関する事務を教育委員会から除くことおよび、玖波交流館の管理運営に関する事務を新たに教育委員会への委任事務に追加することについて、令和8年3月22日付で大竹市長から大竹市教育委員会に対し、事務委任等規則を改正することの同意を求める旨の依頼文が発出されましたので、これを教育委員会として同意するものです。なお、大竹市教育委員会に対する事務委任等規則の改正の施行期日ですが、玖波老人集会所の管理運営に係る委任事務の削除は令和8年8月1日、玖波交流館の管理運営に関する委任事務の追加は令和9年3月1日となります。

事務局 議案第7号について説明します。本規則は、大竹市教育委員会事務局の各課及び係の事務分掌を定めたものですが、本規則中の生涯学習課施設スポーツ係の事務分掌の項目に、先ほど議案第6号で説明しました「玖波交流館の管理に関すること」を加えるため、本規則の一部を改正しようとするものです。なお、本規則の施行日は、令和9年3月1日からとしております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 事務分掌規則の一部改正の中に玖波交流館の管理に関するが入るのは分かるのですが、今回削除される部分についての記載は今まではどこにもないので、規則の中で示されていないのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、事務分掌規則の中に玖波老人集会所に関する記載がありませんでしたので、今回は削除の内容はなく、玖波交流館の追加のみの改正になっています。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号 自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について

小西教育長 日程第6「議案第8号 自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 自家用車の公務使用に関する取扱要領は、県費負担の教職員が所有する自動車その他服務監督者が特に認める自動車を公務に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めているものです。この度の改正は、職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の改正に伴い、県費負担の教職員が自家用車を公務に使用して出張する場合の旅費等の取扱いに係る規定を改正するもので、通勤手当の距離が新設され、これまで最長距離の設定が98km以上であったものが、122km以上になったことに伴い、第9の旅費等の扱いの規定中にある98kmを122kmに改正するものです。この規定については、この度の改正において広島県立学校における自家用車の公務使用に関する取扱要領が改正されましたので、この改正に準じて大竹市における自家用車の公務使用に関する取扱要領を改正するものです。施行期日は令和8年4月1日です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員 98kmから122kmに変わったことについて、不利益が生じることがあるのでしょうか。

事務局 通勤手当の支給対象となる距離が98kmから122kmに長くなり、それに伴って通勤手当の金額も変わるので、不利益が生じることはないかと思います。

池田委員 距離が長くなった理由はあるのでしょうか。

事務局 人材確保の観点から、遠くからでも通いやすくなります。

小城委員 98kmから122kmと24km増えたのですが、算定根拠はありますか。

事務局 具体的な科学的根拠は分からないのですが、県の条例が変わりましたので、それに準じて変えています。国の方針もあるかもしれないのですが、県がどのくらい広げればいいのかを調査して分けたのだと思います。

小城委員 実際に距離が長くなったことによって、人材確保の観点から新しい人がいるのでしょうか。また、実際に98kmよりも遠いところから通っている事例があるのでしょうか。

事務局 事例については把握していません。個別に対応するのではなく一定の規定を設けて対処するようにしています。

小西教育長 大竹市内の教職員で対象となる人はいないと思います。ただ、県立の高校の場合はいるかもしれません。その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### 議案第9号 令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第7「報告第9号 令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の選定については、特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法施行規則第139条に基づき、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、他の適切な教科用図書を使用することができるかとされています。令和8年度に特別支援学級で使用する教科用図書については、令和7年第5回の教育委員会会議において制定されました「令和8年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、学校において特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書を選定し、第8回及び第12回の定例会において、採択し

て頂きました。この度の議案である令和8年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択については、令和8年第2回定例会において、第2回就学指導委員会の審議で継続審議とされた児童生徒の結果について報告させていただきました。特別支援学級への入級が決定した児童について、学校において実態に合う適切な教科用図書を選定したところ、小学校「国語」「算数」「生活」「道徳」については、これまで採択していただいた教科用図書の中に適したものではありませんでした。よって、教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、基本は前年度の8月31日までにを行うべきではありますが、今回は同条第2項「9月1日以降に新たに教科用図書を採択する必要が生じた場合」に該当しますので、議案集15ページにあります「令和8年度使用特別支援学級用教科用図書」の採択をお願いするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小西教育長 一つ確認なのですが、生活の部分の発行者名が「ひかりのく」となっていますが、これで間違いないでしょうか。

事務局 文部科学省の発行者名にこのように書かれています。正式には長くなるので、ここまですべて切られていると思われま。

小西教育長 その他どうでしょうか。

市川委員 15ページと16ページに学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書が掲載されているのですが、この本で学習した児童が中学校に通う時は、どのような本を使うのでしょうか。

事務局 中学校でもその子に応じた教科書を選定することになります。

市川委員 義務教育である中学校まではそのようになると思うのですが、高校に進学した際はどうなるのでしょうか。

事務局 その子がどの学校に進学するかによって変わります。特別支援学校に進学するのであれば、その子の実態に応じた教科書で高校の学習をしていくことになろうかと思えます。ただ、自閉症、情緒障害、知的障害でもそのようなのですが、進学するにあたって高校受験ができますので、そのような学校に進学したのであれば、その学校の教育課程に応じた教科書を、他の生徒と同じように購入して学習していくことになります。

市川委員 実際にこの図書で学んだ生徒が高校へ進学した時に、ついていけるのかが問題になると思います。高校に進学すると普通の教科書になります。大竹市で高校に進学した生徒がどうなっているか、事例があれば教えてください。

事務局 委員のおっしゃる通り、知的障害等がある生徒も一般図書の教科書で学ぶことになっています。特別支援学級の知的障害学級に在籍する児童生徒は、療育手帳を持っている方が大半で、療育手帳を持っている場合は、私が知る限りでは廿日市特別支援学校に進学しているのが現状です。ただ、手帳を持っていることが、全日制の高校への進学を止めているわけではないので、権利として進学できるものと思います。実態としては、特別支援学校を選択する生徒がほとんどです。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を裁決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 報告第5号 大竹市立小学校及び中学校の管理職の任免に係る内申について

小西教育長 日程第8「報告第5号 大竹市立小学校及び中学校の管理職の任免に係る内申について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 広島県教育委員会に対して、大竹市立の小学校及び中学校に勤務する、令和8年4月1日付け県費負担教職員の任免の内申について、緊急やむを得ず教育長において処理したため、校長・教頭について、その報告をし、承認を求めるものです。まず、校長の異動についてです。大竹小学校の真鍋和聡校長が今年度末で役職定年となります。真鍋校長は、辞職して、定年前再任用短時間勤務で玖波小学校へ採用となります。大竹小学校には、大竹市教育委員会より、大井一徳総務学事課長が採用となります。玖波中学校の小田大介校長は昨年度末から、大竹中学校の河北光弘校長は今年度末で役職定年ですが、令和8年度広島県公立学校管理監督職としての選考の結果、管理監督職名簿に校長として登載され、引き続き、玖波中学校と大竹中学校の校長となります。次に教頭の異動についてです。小方小学校の藤田真紀教頭が廿日市市立四季が丘小学校に異動になります。その小方小学校の教頭として、廿日市市立大野東小学校の澤田奈代教頭が異動してまいります。玖波中学校の藤川健二教頭も今年度末で役職定年となりますが、令和8年度広島県公立学校管理監督職としての選考の結果、管理監督職名簿に教頭として登載され、引き続き、玖波中学校の教頭となります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

## 協議・報告事項 令和8年度大竹市教育委員会学校教育概要図（案）について

小西教育長 日程第9「協議・報告事項 令和8年度大竹市教育委員会学校教育概要図（案）について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、1番上の「教育目標」及び「めざす子供像」です。「教育目標」は、『笑顔・元気』かがやく大竹っ子の育成」です。学校生活が充実して笑顔で毎日が過ごせること、心も体も元気に、そして、自己肯定感を高めながら自己の能力を発揮できる、かがやく大竹っ子を育てていくことを目標としています。「めざす子供像」は「自分の力で人生を生き抜くたくましい子供」です。この「教育目標」及び「めざす子供像」の実現のために、令和8年度も「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を三つの柱として取り組みます。取組の具体を下に示しておりますので、説明します。まず、資料中心の「確かな学力」についてです。『主体的な学び』の実現では、学習者である児童生徒に興味関心を持たせる授業づくりを進めること、そして、教師が学びをファシリテート（促進・支援・舵取り）する力をつけ、教師主導の知識伝達型の授業から児童生徒が自ら学ぼうとする授業に転換を継続します。「学力の向上」では、全ての児童生徒への基礎的・基本的な知識及び技能の習得や、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充

実を図ります。また、ICT機器を効果的に活用して、授業のねらいの達成を目指していくとともに、ICT機器の適切な活用等のため情報モラル教育も充実させていきます。続いて、資料左側の、「豊かな心」についてです。道徳教育の充実に向けての取組は、「確かな学力」の「主体的な学び」にもつながるところですが、児童生徒が考え、議論することで、深い学びのある道徳科の授業づくりを進めていきます。次の生徒指導については、児童生徒の自己指導能力の育成を目指します。また、暴力・いじめ・不登校に関わり、特に、未然防止に向けた取組を前提としたうえで、それら諸課題が発生した際に、事実確認・保護者や関係機関等との連携・児童生徒への個々に応じた適切な支援の充実等、丁寧な対応を行いたいと考えています。次に、資料右側の「健やかな体」についてです。体力の向上については、「学校教育活動全体で進める体力向上」と「運動習慣の定着に向けた取組」を実施します。また、安全教育の充実については、「防災への関心をもち、災害に適切に対応する能力の育成」と、「教科等横断的な教育内容の作成」です。食育の推進については、食に関する正しい知識及び食を選択する力の育成や望ましい食習慣の定着を図っていきたいと考えています。ここまで説明しました、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を支えるベースになるものが、下の欄です。今年度から、市内全校がコミュニティ・スクールとしての取組をスタートしました。各校では、地域の方々による読み聞かせや、ストーンアートの製作、田植えや稲刈り脱穀等を行っており、子供たちにとって貴重な体験が増えています。また、授業の支援や登下校時の見守りなど、様々な取組が行われており、「みんなで子供を育てる」という意識が広がっています。そして、資料の下の欄の、「児童生徒の安全を最優先した、安全安心な学校づくり」を大前提として取り組んでいきます。図の左下、施策1の「小中一貫教育」については、4点を中心として、引き続き、推進してまいります。右の施策2は、令和8年度の各重点事業等です。「市町の「学びの変革」チャレンジ加配は、「学びの変革」の実現に向けて、大竹市では、主体的な学びの実現に向け、学びをファシリテートする指導力の向上を推進します。「道徳教育推進拠点地域事業」は、「特別の教科 道徳」を要とした各教科等を通じた道徳教育を推進し、道徳科の指導方法や評価方法などの実践研究を行います。「小学校教科担任制推進校」は、小学校高学年において、専科教員の配置などを行い、教科担任制を推進します。「生徒指導サポート実践校」は、暴力行為、いじめ、不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止や早期対応を図る実践を行います。不登校SSR（スペシャルサポートルーム）推進校では、不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図ります。主に中学校区で研究に取り組むこととしていますが、各重点事業等での成果は、市内小中学校へも普及していきたいと考えています。

小西教育長 令和8年度の大竹市の教育実践に向けての三本柱ですが、今年度の課題があれば、報告してください。

事務局 「確かな学力」に関して、学力の定着の点で見ると年度当初に全国学力学習状況調査が実施されています。この平均点を広島県や全国と比べた時に、大竹市平均が上回っていることが多かったです。しかし、基礎的な力が定着していない児童生徒が一定数いますので、そういった児童生徒の学力の定着をしっかりとしていきたいです。また、ICTの効果的な活用については、タブレットが更新されたこともあり、少しずつ活用が進んでいると思います。Googleの端末が変わったので、活用がしにくくなる面があると思いますので、来年度はICTの効果的な活用の部分も、力を入れていきたいです。「豊かな心」に関して、生徒指

導の充実に関わるところですが、いじめや不登校といったことが指標になると思います。暴力行為は、小学校で増加傾向にあります。そういったところも丁寧な指導をしていきたいです。不登校も大竹市だけではなく全国的に増加が続いているところです。不登校の児童生徒数をなんとか減少させていきたいと思ひますし、来年度の取組も考えていきたいです。「健やかな体」に関して、体力の向上についても、毎年全国の調査等があります。例年と比較すると、令和7年度は全国平均や県平均を上回る種目が多かったです。しかし、およそ半数の種目で平均を下回っている状況があったので、まずは体力を向上させていきたいです。また、安全教育や食育の推進も児童生徒の健やかな成長に繋がることになると思ひますので、継続して取り組んで行きます。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか

小城委員 情報モラル教育の充実について、端末はG o o g l eに変わるの分かるのですが、タブレットであろうがスマホであろうが、それを使ってのいじめは過去にもあったと思ひます。いじめは絶対ダメだとしっかりと伝えていかないといけないと思ひますし、万が一いじめが起こった時の対処法も未然防止や早期発見はもちろんなのですが、解決に向けた取組に加えて、いじめた側もいじめられた側も納得する結果になる方向に持っていくかと思ひます。傾向として暴力やいじめ、不登校が増えているので、そういった問題が大きくなってからということを考えて恐ろしいことでもありますので、みんなで協力していかないといけないと思ひました。それぞれの家庭においてもだとは思ひますが、充実させていただきたいです。

事務局 おっしゃる通り情報モラル教育の充実は、学力向上だけでなくいじめにも繋がることだと思ひます。教職員の盗撮事案も昨年度あったかと思ひます。そういったことが絶対に起こらないように、教職員に対しても研修を実施したいですし、研修を受けた教職員から子ども達に対しても学習を広げてもらえるようにしていきたいと考えています。

小西教育長 そのあたりは学校がしっかりとアンテナを張って細やかにやっていきたいです。

市川委員 コミュニティスクールの充実について、これが保護者や地域の方にとってわかりにくいものになっています。今後は保護者や地域の方にわかりやすく発信していくことが大切だと思ひます。

池田委員 情報モラルといじめの関係の話が先ほどありましたが、小学生の暴力行為が少しずつ増えているのは、特別支援教育の部分と勉強が分からない・面白くないといった部分が原因としてあると思ひます。三本の柱の説明がありましたが、柱と柱を結びつけるもの、リンクするものを考えて取り組んでいただきたいです。施策2について、内容は分かったのですが、どこの学校にどのように配置されるかを教えてください。

事務局 市町の「学びの変革」チャレンジ加配については、大竹小学校に加配教員が配置される予定です。道徳教育推進拠点地域事業については、加配教員が小方小学校に配置されますが、小学校・中学校共同の研究になりますので、小中一緒に実施して行きます。小学校教科担任制推進校については、小方小学校と大竹小学校を予定しています。生徒指導サポート実践校については、小方小学校、大竹小学校、大竹中学校を予定しています。不登校S S R推進校については、小方中学校に加配教員が予定されています。玖波小学校と玖波中学校については指定がないのですが、大竹市の研修の中で、研究校の取組を共有するような研修も考えてい

ます。そこで、研究結果を市内全体に広げていけるように進めていきたいと思っています。

山田委員 豊かな心について、不登校の児童生徒数の減少を目指すとのことですが、直近での増減ではなく、長い目を見たときにどのような政策が有効だったか、大竹市だけではなく県内・県外の事例等で令和8年度で行う具体的な施策があれば教えてください。

事務局 このようにしたら不登校が減るといった具体的な正解はないと感じています。他市町や県の指導主事と話す機会もありますが、増加傾向で止まらない状況です。直接の原因ではない可能性もあるのですが、コロナの時期から学校を休むことの抵抗感やハードルが下がっているイメージを各市町の指導主事が持っています。学校に登校して一緒に活動することでしか学べないこともたくさんあります。学校が安心な場所、安全な場所、楽しい場所であることを児童生徒や保護者にしっかりと伝えていきます。学校に来て勉強が分かる・楽しい、友達がいて楽しいといった、授業や休憩時間で良い取組をしっかりと作っていきたいです。

小西教育長 具体的な解決策がなかなか難しいところですが、不登校のSSRについて、今年は大竹中学校に配置され、来年度は小方学園の予定です。不登校傾向の児童生徒のなかにはこの取組を通して、なかなか教室には入れないがSSRなら登校することができ、友達と一緒に学ぶことができています。大竹小学校にもそういった教室はあります。玖波中学校も同様の教室を設置しており、取組を進めています。

池田委員 SSR推進校には人がつきますが、教室はあるけど人が入れ替わり立ち替わりになってしまいます。不登校も色々な原因があり対応は難しいと思いますが、人はすごく大事だと思います。部屋があって人がいる、教室があって先生がいることが大事なのではと思います。推進校には人がつくが他の学校にはいないので、学校の中で工夫できることを願っています。

小西教育長 今は学校の努力と工夫で教員を配置しながらやっています。人員配置については教育委員会サイドもしっかりと考えていきます。その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。これで協議を終了します。

#### 協議・報告事項 令和8年度大竹市教育委員会生涯学習概要図（案）について

小西教育長 日程第10「協議・報告事項 令和8年度大竹市教育委員会生涯学習概要図（案）について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 生涯学習推進の方向性として3点掲げています。1点目は「人づくり」で、個人の自立に向けた生涯にわたる学習機会を充実させます。2点目は「絆づくり」で、住民が学び合う総合学習を通じて、人と人との絆を形成しながら、協働による地域づくりの意識を醸成します。3点目は「地域づくり」で、住民による主体的な地域課題の解決や、地域の活性化等に向けての継続的な取組を行います。この3つの方向性をそれぞれ推進していくことで、学習の成果を協働による住民主体のまちづくりに繋げ、学習と実践が循環する社会を目指していきます。施策の柱として、5つの柱を掲げています。1つ目は「子どもの学びと成長を支える教育の充実」で、主要事業として学校連携・子どもの居場所づくり事業があります。具体的には地域と学校との連携協力、放課後こども教室、らんらんカレッジ事業、

放課後児童クラブの運営があります。2つ目の柱は「未来を担う青少年」で、主要事業として青少年育成事業で、人材育成としてジュニアリーダー育成事業と中学生交歓交流事業を行い、推進体制の充実として市民のつどいや青少年県税育成団体の支援を行っていきます。3つ目の柱は「生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進」で、主要事業として生涯学習推進事業、図書館運営事業、社会教育施設の維持管理事業です。生涯学習推進事業として社会教育事業で公民館講座を実施、生涯学習グループの支援として文化祭等を挙げています。図書館運営事業としては図書の貸し出しサービス、読書推進活動の実施、絵本の読み聞かせ、巡回図書の実施等を行います。社会教育施設の維持管理事業は総合市民会館、図書館、栄公民館、アゼリアおおたけ、玖波公民館（来年3月以降は玖波交流館）、自然の家やさか、海の家あたた、市民スポーツ広場を管理していく他、現在進めている玖波交流館の整備を進めていきます。4つ目の柱は「豊かな心身を育むスポーツの推進」で、主要事業はスポーツ推進事業です。健康づくり大会、ニュースポーツ大会、学校体育施設開放事業、スイミング教室、各種大会・教室・行事、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブの支援等を行います。5つ目の柱は「まちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進」です。主要事業は文化財保護事業で、手すき和紙等の大竹市固有の伝統文化の保存・継承の他、文化財等の普及啓発、無形文化財伝承者育成補助事業、大竹市手すき和紙作業所の指定管理等を行っていきます。

小西教育長  
事務局

生涯学習についても、今年度の課題があれば、報告してください。

玖波交流館の整備については、大変大きな事業なので利用者や地域住民の声を聞きながら進めてきました。引き続き皆様の声も踏まえてスケジュールをしっかりと整理し、3月1日の開館に向けて進めていきたいと考えています。スポーツの関係では、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと協働しながら各種スポーツを進めているところですが、これまで大竹市では、スポーツの振興を進める上での大きな柱となる計画がありませんでした。現在、まちづくり基本構想に基づく基本計画実施計画の中で、スポーツ推進計画の策定を盛り込んでいます。これは、スポーツ基本法に基づき、自治体で策定するスポーツの振興・推進のための計画で、努力義務であったためこれまで策定していません。県では計画があり、各市町でも多くの自治体が策定しているものです。大竹市においても、令和9年度に策定事務を進めて、令和10年度から計画を進めていくとして、実施計画に盛り込んでいます。これにより、各団体と協働で行っている事業や市が直営で行っている事業、健康づくりのために健康増進部署と連携して行っている事業、方まちづくり事業の中で新しい体育館を整備する方針で進めているところですが、その体育館ができたときにそれを使って何を取り組むか、この計画をしっかりと作ることでより進めていけるようにと考えているところです。

小西教育長  
小城委員

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

玖波交流館整備事業について、工事が着々と進んでいて交差点で車の往来が多くなっています。交差点にカーブミラーが1つ設置されて安全になったとは思いますが、工事車両の待機場所が港の港湾道路になっており、漁協に行く車等とう往来が多くなっています。待機場所を漁協が管理する場所にできないでしょうか。事故が起こってからでは遅いですし、これから先どんどん工事が進んでいき、2階の工事に入りコンクリートがどんどん上がっていきます。その時に事故のないようにお願いしたいです。

事務局

カーブミラーについては、設置についての要望があり、設置しました。今のお

話も工事担当の都市計画課にも共有して、検討します。ありがとうございます。

市川委員 スポーツ推進について、具体的にいろいろと例示されており、本当に盛んにやっていると聞いています。瀬戸内リレーマラソンの時も、市外の方から大竹市はいろいろとやっているといった声も聞きました。私自身も自治会で体育館や公民館を借りて活動しており、先日は6年生を送る集いでカローリングを行い、地域の人たちにも参加していただき、とても好評でした。ただ、自治会も私が年齢が一番若いくらいです。そこで、自治会にはスポーツ推進委員がいるのですが、実態や課題があれば教えてください。

事務局 自治会の中から推薦していただいている方で、地区体育委員がおられます。スポーツ推進委員は大竹市が委嘱し、スポーツの推進に関わる様々なことを行う非常勤の公務員になります。

市川委員 欠員等はあるのでしょうか。

事務局 スポーツ推進委員の定数は23名と規則で定めています。先日2名が辞職したのですが、その後新しい方が2名就任し、引き続き定数23名で充足しています。昨年度や一昨年度に定数に満たない時期もありましたが、まちづくり基本計画の中では目標数値として掲載していますので、必ず23名で充足させて、各地区で働いていただければと思います。

事務局 ハード面についてはお話したとおりですが、ソフト面について説明します。放課後児童クラブは株式会社明日葉に委託していますが、令和8年度末で委託期間が終了します。9年度以降の児童クラブの運営については、委託事業者の選定があり、大きな事業になると考えられます。文化財については、令和8年度に県の宿泊税の交付額がいくらか入ってきます。それを使って文化財の案内表示板を設置してみようと思います。亀居城の本丸にひとつ、東栄にある大竹港の公園に、戦後復員船が大竹港に入ってきたため、それを紹介するものをひとつ設置することを考えています。

池田委員 様々な施策を進めていただき、それを宣伝することが大事だと思います。最近では新聞を取らない家庭もあり、新聞でもなかなか伝わらない部分があると思います。しっかりと工夫してもらい、若い人にも伝わるアピールの仕方を考えていただきたいです。

小城委員 手すき和紙について、先日の卒業式で玖波中学校の卒業証書が和紙でできたものだと聞きました。他の学校がどうなのか分かりませんが、保存継承を考えた時に、和紙の卒業証書も大竹で育ったひとつの証になると思います。保存にも繋がるし、子ども達にも伝えることができるので、来年度以降も検討していただければと思います。

事務局 これまでも学校や公民館講座、放課後こども教室等で保存会の皆様に来てもらい、レクチャーしてもらってやっています。引き続き開催していきたいと考えています。実際、保存会の皆様がすき手のことを懸念しています。その辺りの相談にも乗りながら、伝統文化の継承に向けていきたいです。

市川委員 文化財の観光案内看板について、予算のことがあるので難しいとは思いますが、亀居城を再建することはできるでしょうか。亀居城を再建して詩の坂道を下って下瀬美術館に繋がる道ができると、観光にもとてもいいのではと思います。

池田委員 下瀬美術館が大きくアピールをしています。観光客も増えており、大竹市をアピールするチャンスなのではないでしょうか。下瀬美術館の周りに次にアピールできるものがあれば、次にここに行こうと思ってもらえるので、看板だけではなく何かあれば良いと思います。

小西教育長 市の方で観光振興計画を策定中で、それに盛り込まれるような内容かと思  
います。その内容に沿ってこちらも意見等を出していこうと思います。その他どう  
でしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。これで協議を終了します。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容につい  
て、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長  
に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育  
長で行います。

これにて、令和8年第3回大竹市教育委員会会議を閉会します。

ここで、令和8年度の教育長職務代理者について確認します。教育長職務代  
理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の  
規定により、教育委員の中から、あらかじめ教育長が指名することになっていま  
す。慣例として、年度終わりの教育委員会で、次の年度の教育長職務代理者を指  
名しており、令和8年度も、引き続き池田良枝委員を指名させていただきたいと  
思いますので、よろしくをお願いします。

【閉会時刻 10時45分】

.....